

令和6年度

河南二期農業水利事業
中区機場揚水ポンプ設備製作据付工事

特別仕様書

東北農政局河南二期農業水利事業所

第1章 総則

河南二期農業水利事業中区機場揚水ポンプ設備製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、河南二期農業水利事業計画に基づき、中区機場に揚水ポンプ設備を新設するものである。

2. 工事場所

宮城県東松島市赤井地内

3. 工事概要

本工事は、中区機場揚水ポンプ設備及びその他付帯設備等の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 主ポンプ設備

水中モータポンプ 口径 400mm×1台

(2) 吸吐出管類 1式

(3) 弁類 1式

(4) 付帯設備 1式

(5) 操作設備 1式

(6) 計測機器 1式

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事は、施工対象外とする。

1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局所的な小水替は受注者が行うものとする。）

2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事

3) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

据付工事の施工時期は、関連工事と工程調整を行って施工するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等19日を見込んでいる。

(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)

3. 作業時間の制限

据付工事の施工時間は、8時30分～17時15分までとする。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-5により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている264日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-5と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月10日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

(1) 中区旧機場撤去その他工事

(令和5年9月12日～令和7年3月10日)

2. 既設設備との受渡条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

(1) 本ポンプ場の電気設備は、中区機場敷地内設備の設備であり、中区機場からの受電とする。

機側操作盤はNo1主ポンプ盤から、遠方操作盤は補機盤から受電する。

(2) 用水ポンプの遠方操作盤の端子台からの信号等情報の受け渡し方法は次による。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1) 監視信号 | 無電圧接点信号 (DC24V, 30mA) |
| 2) デジタル計測信号 | デジタル信号 (DC24V, 30mA) |
| 3) アナログ計測信号 | DC4~20mA |
| 4) 制御信号 | 無電圧接点信号 |

(3) 各信号は、中央管理所へデータ伝送を行う予定であることから、このために必要な接続端子を設けるものとする。

3. 搬入路

現場への搬入路は、10 t 車の進入が可能である。

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

受注者は下記について、必要な調整を行わなければならない。

(1) 負荷設備増による電気設備申込書の作成

6. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から60日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から20日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害

を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き等

共通仕様書（施）第1章 1-1- 45 に示す書類は次のとおりとする。

- (1) 負荷設備増による電気設備申込書の作成 1部

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、機場敷地内であり、監督職員が別途指示する。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には立会しなければならない。

- (2) 工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資料名 令和元年度 河南二期（一期）農業水利事業
広渚沼機場実施設計業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局 河南二期農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力量料金は受注者において負担する。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作及び据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 主ポンプ設備

主ポンプ設備計画は、次の条件により設計するものとする。

計画用水量 $Q_2=0.270\text{m}^3/\text{s}$ (普通期)

| 区分 | 水位 (TP. m) | 備考 |
|---------------------|------------|------------------------------------|
| 最高吸込水位 | HWL+0.39m | 1/10 最高吸込水位 |
| 計画吸込水位 (スクリーン前面) | NWL-0.13m | 筈堀流入ゲートクレスト標高 TP-0.13m |
| 計画吸込水位 (スクリーン後面) | NWL-0.43m | ②-スクリーン損失 スクリーン損失 (人力) =0.3m |
| 最低吸込水位 | LWL-0.85m | LLWL+0.30m |
| 計画吐出し水位 | HWL+2.40m | 計画水路底標高+水深 (TP+1.65+0.66=2.31m) |
| 最低吐出し水位 | LWL+1.65m | 計画水路底標高 |
| 設計点実揚程 | Ha=2.83m | |

(2) 土木構造物の荷重条件

土木構造物は下表の荷重条件で設計をしている。

除塵設備の荷重が下表を満足していることを確認するものとする。

| 項目 | 記号 | 荷重 |
|---------|----|--------|
| スクリーン自重 | G | 16.0kN |

| | | |
|------------|----|--------|
| クレーン門構鉛直荷重 | Kz | 37.0kN |
| クレーン門構水平荷重 | Kh | 5.0kN |

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章「用排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) ポンプ主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる構造とすること。

2. 主ポンプ設備

(1) 用水ポンプ

1) 構造一般

ポンプ本体は着脱装置付の構造とする。

配管の接合はフランジ継ぎ手とし、分解組立てが容易な構造とする。

2) 機器仕様

| | |
|-------|-------------------------|
| 形 式 | 渦巻形水中モータポンプ |
| 口 径 | 400mm |
| 台 数 | 1 台 |
| 計画吐出量 | 0.27m ³ /s/台 |
| 全 揚 程 | 3.6m |
| 電動機出力 | 15kw、4 極 |
| 電 源 | AC200V、50Hz、3 相 |

3) 使用材料

| | |
|-------|----------------|
| ケーシング | FC200 同等品以上 |
| 羽 根 車 | SCS13 同等品以上 |
| 主 軸 | SUS420J2 同等品以上 |

4) 付属品（ポンプ 1 台毎）

| | |
|--------|-----|
| 標準付属品 | 1 式 |
| 着脱装置 | 1 式 |
| 分解組立工具 | 1 式 |

3. 吐出管類

吐出管はダクタイル鋳鉄製とし、接合方式はフランジ接合とする。なお、吐出管は動水圧等の圧力に対し安全な構造とする。

(1) 吐出管

| | |
|--------|------------------|
| 管 種 | ダクタイル鋳鉄管 |
| 口 径 | 400～600mm |
| 数 量 | 1 式 |
| フランジ規格 | JIS G5527 7.5k 級 |

(2) 可とう管

| | |
|--------|------------------|
| 管 種 | ゴム製可とう管 |
| 口 径 | 600mm |
| 不等沈下量 | 100mm |
| 耐 圧 | 0.33MPa |
| 取付角度 | 45° |
| 数 量 | 1 本 |
| フランジ規格 | JIS G5527 7.5k 級 |

4. 弁 類

弁類は、逆流防止、流水遮断、及び流量制御を行う事を目的に設置するもので現場条件、使用目的にあった構造及び性能を有する弁を選択するものとする。

(1) 吐出し弁

1) 機器仕様

| | |
|--------|------------------------|
| 形 式 | 蝶型弁 (短面管) |
| 口 径 | 400mm |
| 台 数 | 1 基 |
| 最高使用圧力 | 0.035 MPa 程度 |
| 駆動方式 | 電動式 (手動開閉機構付) 1.5kW 程度 |
| 開閉速度 | 2 分程度 |

2) 使用材料

| | |
|-----|----------------------|
| 弁 胴 | ねずみ鋳鋼 FC200 同等品以上 |
| 弁 体 | ねずみ鋳鋼 FC200 同等品以上 |
| 弁 軸 | ステンレス棒鋼 SUS403 同等品以上 |
| 軸 座 | 合成ゴム |

3) 付属品 (ポンプ 1 台毎)

| | |
|----------------|-----|
| 電動開閉装置 | 1 式 |
| 開度計 (ポテンショ式) | 1 個 |
| リミットスイッチ (開、閉) | 1 式 |
| トルクスイッチ (開、閉) | 1 式 |
| 手動操作インタロックスイッチ | 1 式 |
| 基礎ボルト | 1 式 |
| その他必要品 | 1 式 |

(2) 逆流防止弁

1) 機器仕様

| | |
|-----|-------|
| 形 式 | フラップ弁 |
| 口 径 | 600mm |
| 台 数 | 1 基 |

2) 使用材料

| | |
|-----|---------------------|
| 弁 体 | ステンレス鋼 SUS304 同等品以上 |
| 弁 胴 | ねずみ鋳鉄 FC250 同等品以上 |
| 弁 軸 | ステンレス鋼 SUS403 同等品以上 |

5. 付帯設備

(1) スクリーン設備

| | |
|---------|-------------|
| 型 式 | ステンレス製スクリーン |
| 設 置 数 | 1 面 |
| 純 径 間 | 1.400 m |
| 有 効 高 | 3.550 m |
| 径 射 角 | 65 ° |
| バーピッチ | 37 mm |
| 有 効 目 幅 | 25 mm |

(2) クレーン設備

| | | | |
|-------|-------------------|-----------|--------------------|
| 型 式 | 手動式ギヤードトロリ結合形クレーン | | |
| 設 置 数 | 門構 | 1 連 | |
| | チェンブロック | 1 基 | |
| 荷 重 | チェンブロック自重 | 0.47 kN | (呼び 3 t) |
| | ホイストレール自重 | 0.75 kN/m | (I300×150×11.5/22) |
| | 支柱自重 | 0.49 kN/m | (H200×200×8/12) |
| | 巻上荷重(定格荷重) | 31.38 kN | (3.2 t) |
| 係 数 | 作業係数 | φ=1.05 | |

第 1 2 章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

機側（中区機場）及び遠方（機場内操作室）における運転管理の内容は遠方操作盤外形図のとおりとする。

信号等情報の受け渡し方法は、次による。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 監視信号 | 無電圧接点信号 |
| (2) デジタル計測信号 | デジタル信号 |
| (3) アナログ計測信号 | DC4～20mA |

(4) 制御信号 無電圧接点信号

2. 運転操作

ポンプ設備の運転操作内容は、別紙ー2「運転操作要領」のとおりとする。

第13章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、高速避雷器等の確実な耐雷対策を行うものとする。

2. 設備概要

- (1) 中区機場敷地内設備の設備であり、中区機場からの受電とする。中区機場補機盤から機場内に遠方操作盤を新設し、主ポンプ盤から機側操作盤へ供給する。
- (2) 機場変圧器の容量に用水ポンプを加え、6000/200Vの変圧器の容量及び定格値を確認する。

3. 配電設備

(1) 中区用水ポンプ機側操作盤

- 1) 構造 屋外鋼板製閉鎖自立型
- 2) 規格 JEM1265 CX 形(IP2X)
- 3) 概略寸法 幅 700mm×高 2200mm×奥 600mm 程度
- 4) 数量 1面
- 5) 盤面取付器具(1面に対して)

| | |
|--------------|----|
| 名称銘板(NP) | 1式 |
| 交流電圧計(V) | 1個 |
| 同上切換スイッチ(VS) | 1個 |
| 交流電流計(A) | 1個 |
| 同上切換スイッチ(AS) | 1個 |
| 開度計(ZI) | 1個 |
| 状態表示灯(SL) | 1式 |
| 故障表示灯(FI) | 1式 |
| 運転時間計(HM) | 1個 |
| 切換スイッチ(COS) | 1個 |
| ドアスイッチ(Dsw) | 1個 |

| | |
|-------------|-----|
| 操作スイッチ (CS) | 2 個 |
| 押釦スイッチ (BS) | 3 個 |
| 引釦スイッチ (5E) | 1 個 |
| その他必要なもの | 1 式 |

6) 盤内取付器具(1 面に対して)

| | |
|---------------------|-----|
| 配線用遮断器 (MCCB) | 5 個 |
| 漏電用遮断器 (ELCB) | 2 個 |
| 3E リレー | 1 個 |
| サーマルリレー | 1 個 |
| 変圧器(200/100) (1kVA) | 1 個 |
| 電磁接触器 | 1 式 |
| ヒューズ | 1 個 |
| カレントコンバータ | 1 個 |
| 進相コンデンサ (SC) | 1 個 |
| 計器用変流器 | 2 個 |
| 盤内灯及びドアスイッチ | 1 式 |
| 端子台及び内部配線 | 1 式 |
| 制御電源 | 1 式 |
| コンセント | 1 式 |
| スペースヒーター | 1 式 |
| その他必要なもの | 1 式 |

(2) 中区用水ポンプ遠隔操作盤

- 1) 構造 屋内鋼板製閉鎖自立型
- 2) 規格 JEM1265 CX 形(IP2X)
- 3) 概略寸法 幅 600mm×高 1950mm×奥 600mm 程度
- 4) 数量 1 面
- 5) 盤面取付器具(1 面に対して)

| | |
|--------------|-----|
| 名称銘板 (NP) | 1 式 |
| 交流電流計 (A) | 1 個 |
| 開度計 (ZI) | 1 個 |
| 状態表示灯 (SL) | 1 式 |
| 故障表示灯 (FI) | 1 式 |
| 切換スイッチ (COS) | 1 個 |
| 操作スイッチ (CS) | 1 個 |
| 押釦スイッチ (BS) | 3 個 |
| 引釦スイッチ (5E) | 1 個 |
| その他必要なもの | 1 式 |

(3) 計測機器

水位計を吸水槽に設置するものとする。

- 1) 水位計

| | |
|------|--------------|
| 形式 | フロート式レベルスイッチ |
| 測定範囲 | 0～6m程度 |
| 配線方式 | 2線式 |
| 電源 | DC24V |
| 数量 | 1組 |

第14章 塗 装

1. 一般事項

(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色については、外注品を含め監督職員の承諾を得るものとする。

なお、電気盤の塗装色は、5 Y 7 / 1 とする。

(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

2. 施工方法

(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。

(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

(1) 吸吐出管の屋外露出部

| 施工場所 | 工 程 | 塗 料 等 | 標準膜厚 | 塗 色 |
|------|----------------|----------------|-------|------------|
| 工場 | 素地調整 | 1種ケレン | | |
| | 一次プライマー | 有機ジnkリッチプライマー | 15 μm | |
| | 第1層 | 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 | 80 μm | 最終層 黒色系 |
| | 第2層 | 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 | 80 μm | |
| | 第3層 | 弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 | 40 μm | |
| 第4層 | 弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料 | 30 μm | | |

(2) 吸吐出管の接水部

| 施工場所 | 工 程 | 塗 料 等 | 標準膜厚 | 塗 色 |
|------|---------|---------------|--------|-----|
| 工場 | 素地調整 | 1種ケレン | | |
| | 一次プライマー | 有機ジnkリッチプライマー | 15 μm | |
| | 第1層 | エポキシ樹脂塗料 | 100 μm | 最終層 |

| | | | | |
|--|-----|----------|------------|-----|
| | 第2層 | エポキシ樹脂塗料 | 40 μ m | 黒色系 |
| | 第3層 | エポキシ樹脂塗料 | 40 μ m | |

- (3) クレーン門構
溶融亜鉛メッキ

第15章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、別途監督職員が指示する基準点を使用するものとする。

3. 機械設備

(1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

4. 電気設備

(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、耐震クラスは「配電盤・制御盤の耐震設計指針」に示すAクラス以上とする。

(3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、末端には適当な大きさの末端処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

(4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。

(5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカーか接着系アンカーを使用すること。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは使用してはならない。

(6) 接地については、事前に地質状況等を確認し、所定の接地抵抗値が得られない場合は監督職員と協議するものとする。

(7) アンカーボルトを固定する場所は躯体コンクリートからとし、シンダーコンクリートで固定する施工は行わないこと。

5. 付帯土木工事

(1) ポンプ設備等の基礎コンクリート、壁貫通部等の二次コンクリート施工は、監督職員の承諾を得るものとする。

6. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第1編第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格および品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

| 種類 | 呼び強度 (N/mm ²) | スランプ (cm) | 粗骨材の 最大寸法 (mm) | W/C (%) | セメント の種類 | 使用目的 |
|----------|------------------------------|--------------|----------------------|------------|-------------|----------------|
| 鉄筋コンクリート | 21 | 8 | 25 | 60以下 | BB | 基礎、貫通部二次コンクリート |

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

| 材 料 名 | 提 出 物 |
|--------------------|-------------|
| コンクリート | 配合計画書・試験成績書 |
| 伸縮可とう管（小配管用） | カタログ等 |
| アンカーボルト | カタログ・試験成績書 |
| 配管・配線 | カタログ等 |
| コンクリート二次製品 | カタログ・試験成績書 |
| 鉄筋 | ミルシート |
| アンカー用樹脂カプセル | カタログ等 |
| 砕石 | 粒度分析表・品質証明書 |
| その他材料（監督職員が指示するもの） | 見本又はカタログ |

(3) 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

7. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

| 資 材 名 | 規 格 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
|-------|-----|-----|

| | | |
|-----------|-------|------|
| 再生クラッシュラン | RC-40 | 使用箇所 |
|-----------|-------|------|

8. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

| | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
|-----------------|--------|--|--|
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | ①仮設 | 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ②土工 | 土工工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ③基礎 | 基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ④本体構造 | 本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ⑥その他 | その他 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

第16章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

第17章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) 」

(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能 (改ざん検知機能) を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領 (案) 」によるものとする。なお、上記1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領 (案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 情報共有システムの試行工事について

- (1) 本工事は施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する試行要領」によるものとする。
- (3) 受注者は、本工事において施工状況を確認するためウェアラブルカメラ等による撮影を行っていることを施工現場に掲示して周辺住民等の理解につとめなければならない。
- (4) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (5) 本試行にかかる費用は設計変更で一括計上価格に計上する。

第18章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 二次コンクリートの施工を本工事で施工する場合
- (6) 吐出し弁架台のコンクリート工を本工事で施工する場合
- (7) ハンドホールを追加する場合
- (8) その他本仕様書に定めのないもの

第19章 現場環境の改善の試行

本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 付属設備（衣装掛け等のフック付又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能）

第20章 その他

1. 電子納品

(1) 工事完成図書を施設機械工事等共通仕様書第1章1-1-28に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う事が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物

の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

1) 受注者は、2)の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 24 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が

生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記⑥の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由 (不可抗力、予測不可能な事由等) により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト) を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員 (次長)、主任監督員 (主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により決定するものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、総括監督員、主任監督員 (主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官<議長>・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議

は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記5. (1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿を記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(別紙-3)様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(別紙-4)様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(別紙-3)様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(別紙-3)様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指

- 名停止等の措置を行う場合がある。
(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休2日制工事の施行

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間^{※注}のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| | 4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上〕 |
| 労務費 | 1.02 |
| 機械経費 （賃料） | 1.02 |
| 共通仮設費 （率分） | 1.02 |
| 現場管理費 （率分） | 1.05 |

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする
 - 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 |
| <input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 |
- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。 |
| <input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 |

○事業（務）所長用

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 |
| <input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 |

- 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 |
|---|

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気

温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

1.2. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

1.3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

第21章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|----------------------|----|----|-------|-----|
| 直接製作費 | | | | |
| ・用排水機製作工 | | | | |
| ・ ・標準外用排水機工 | | | | |
| ・ ・ ・標準外用排水機工（機器単体費） | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・フラップ弁工 | | | | |
| ・ ・ ・フラップ弁 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・主配管工 | | | | |
| ・ ・ ・主配管工 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・主弁工 | | | | |
| ・ ・ ・主弁工 | | 式 | 1.000 | |
| ・付帯設備工 | | | | |
| ・ ・クレーン工 | | | | |
| ・ ・ ・クレーン工（製作工） | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・クレーン工（機器単体費） | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・クレーン工（塗装費） | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・スクリーン工 | | | | |
| ・ ・ ・スクリーン工（製作工） | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・スクリーン工（塗装費） | | 式 | 1.000 | |
| ・電気設備工 | | | | |
| ・ ・制御盤工 | | | | |
| ・ ・ ・制御盤工 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・計装設備工 | | | | |
| ・ ・ ・計装設備工（用排水機） | | 式 | 1.000 | |
| 直接工事費 | | | | |

工 事 数 量 表

| 工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 備 考 |
|------------------------|------------|----|-------|-----|
| ・用排水機据付工 | | | | |
| ・ ・用排水機据付工 | | | | |
| ・ ・ ・用排水機据付工 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・用排水機据付工（直接経費） | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・配管工 | 片落ち管～フラップ弁 | 式 | 1.000 | |
| ・ ・用排水機電気設備据付工 | | | | |
| ・ ・ ・電気盤類据付工 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・配管工 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・配線工 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・配線機器等設置工 | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・土工 | | 式 | 1.000 | |
| ・付帯設備据付工 | | | | |
| ・ ・付帯設備据付工 | | | | |
| ・ ・ ・鋼製付属設備据付工（クレーン工） | | 式 | 1.000 | |
| ・ ・ ・鋼製付属設備据付工（スクリーン工） | | 式 | 1.000 | |
| ・試運転調整工 | | | | |
| ・ ・試運転調整工 | | | | |
| ・ ・ ・試運転調整工 | | 式 | 1.000 | |

別紙ー 2 運転操作要領 (ポンプ設備)

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-------|-----------|-------|---|-----------|------|---|-----------|------|---|-----------|-------|
| 1. 運転監視操作の概要 | <p>(1) 運転監視操作 本ポンプ設備は、中区機場の遠隔操作盤による 1 人制御の連動操作及び自動操作とポンプ横の機側操作盤からの単独操作の運転監視操作とする。 なお、将来は中央管理所から受益地区全体の主要施設を集中管理して監視を行う遠方監視を予定している。</p> <p>(2) 運転監視操作の優先順位 運転監視操作の優先順位は、単独操作、連動操作、自動操作の順とする。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 2. 運転監視操作の内容 | <p>(1) 単独操作 単独操作は、主ポンプの運転に必要な補助機械や弁等の操作を主ポンプの操作と連動しないで、それぞれ単独に操作しながら各機器の動作を運転操作員が確認しながら運転する方式である。</p> <p>(2) 連動操作 連動操作は、主ポンプの運転に必要な補助機械や弁等の操作を 1 回の操作で各機器の操作段階が連動に行われる運転方式である。</p> <p>(3) 自動操作 自動操作は、通常の始動操作が完了した後で、自動操作回路に開閉器が投入されると、運転状態の変化により計測器からの指令を受けて、始動及び停止動作が自動的に行われる運転方式である。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 台数制御の概要 | <p style="text-align: center;">吸込水槽水位</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">▽</td> <td style="text-align: center;">EL +0.39m</td> <td style="text-align: center;">高水位警報</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▽</td> <td style="text-align: center;">EL -0.43m</td> <td style="text-align: center;">運転水位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▽</td> <td style="text-align: center;">EL -0.85m</td> <td style="text-align: center;">停止水位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▽</td> <td style="text-align: center;">EL -1.15m</td> <td style="text-align: center;">低水位警報</td> </tr> </table> | ▽ | EL +0.39m | 高水位警報 | ▽ | EL -0.43m | 運転水位 | ▽ | EL -0.85m | 停止水位 | ▽ | EL -1.15m | 低水位警報 |
| ▽ | EL +0.39m | 高水位警報 | | | | | | | | | | | |
| ▽ | EL -0.43m | 運転水位 | | | | | | | | | | | |
| ▽ | EL -0.85m | 停止水位 | | | | | | | | | | | |
| ▽ | EL -1.15m | 低水位警報 | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 3. 操作場所と 運転監視操作 | <p>(1) 主ポンプ</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>運転操作位置 の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央監視 ——— 監視 遠隔操作 (中区機場) <ul style="list-style-type: none"> 自動 ON-OFF 制御 連動 吐出し弁が連動 機側操作 <ul style="list-style-type: none"> 連動 吐出し弁が連動 単独 </div> <p>(2) 主ポンプに連動する 吐出弁</p> <div style="margin-left: 40px;"> <p>吐出弁 機側操作</p> <ul style="list-style-type: none"> 連動 単独 </div> |

| 項 目 | 内 容 |
|----------|---|
| 4. 始動条件 | <p>次の始動条件を満足すると、遠隔監視操作盤及び主ポンプ機側操作盤に「始動準備完了」の表示灯を点灯し、各運転監視操作が可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 吸込水槽水位規定値以上 (2) 吐出し弁規定開度（全開又は閉） (3) 保護継電器が動作していない (4) 各切替開閉器が所定の位置にある (5) 電源が入っている |
| 5. 保護警報 | <p>保護項目は、重故障及び軽故障に分けるものとする。重故障は当該するポンプを自動的に停止させると共に、異常状態を機側操作盤および遠隔操作盤に表示し、ベル警報を発するものとする。また、軽故障は、異常状態を機側操作盤および遠隔操作盤に表示し、ブザー警報を発するものとする。</p> |
| 6. 水位の計測 | <p>吸込水位</p> <p>吸込水槽に設置したフロート式水位計により計測した信号を受け、ポンプ自動操作を行うとともに、機側操作盤及び遠隔監視操作盤に水位を表示するものとする。</p> |

別紙－ 3

実績変更対象費に関する実施計画書

| 費目 | | 費用 | 内容 | 計上額 |
|-------|-------|-------------------|---|-----|
| 共通仮設費 | 営繕費 | 借上費 | 現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 | |
| | | 宿泊費 | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用 | |
| | | 労働者送迎費 | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む） | |
| | 小計 | | | |
| 現場管理費 | 労務管理費 | 募集及び解散に要する費用 | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当 | |
| | | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の食事補助、交通費の支給 | |
| | 小計 | | | |
| 合計 | | | | |

別紙－ 4

実績変更対象費に関する変更実施計画書

| 費目 | | 費用 | 内容 | 計上額 (当初) | 計上額 (変更) | 差額 |
|-----------|-----------|-----------------------------------|---|-------------|-------------|----|
| 共通仮 設費 | 営繕費 | 借上費 | 現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 | | | |
| | | 宿泊費 | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用 | | | |
| | | 労働者送迎費 | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む） | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 現場管 理費 | 労務管 理費 | 募集及び 解散に要 する費用 | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当 | | | |
| | | 賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用 | 労働者の食事補助、交通費の支給 | | | |
| | 小計 | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

(別紙-5)

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

河南二期農業水利事業所 所長 関島 建志 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 工事名 | 河南二期農業水利事業 中区機場揚水ポンプ設備製作据付工事 |
| 工事場所 | 宮城県東松島市赤井地内 |
| 契約予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 工事の始期 | 令和 年 月 日 |
| 工期 | 工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで |

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

